

平成 31 年度宮崎支部事業計画(案)について

平成 31 年 1 月 16 日



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

平成 31 年度 事業計画（宮崎支部）（案）

新（平成 31 年度）	旧（平成 30 年度）
1. 基盤的保険者機能関係 ① 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。	1. 基盤的保険者機能関係 ○ 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。
② 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	○ 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、外部委託の活用により新たな点検ノウハウを取得することにより査定率の向上を目指す。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	○ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・柔道整復施術療養費については、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ・はり・きゅう、あんまマッサージ療養費については、頻回受診、往療料のある者等を中心に加入者に対する文書照会を実施する。 ・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同

	封するなど、柔道整復施術等受診についての正しい知識の普及を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 ・初回又は頻回受診、往療料の請求がある申請書について加入者に対する文書照会を実施する。 ・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、はり・きゅう、あんまマッサージ療養費についての正しい知識の普及を図る。	【新設】
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・保険証未返納の多い事業所等に対し、訪問・文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・加入者に対し資格喪失後受診、保険証返納の注意事項を記載したカードケース及びチラシを配布し保険証の早期回収と返納金発生の抑制を図る。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.5%以上とする	○ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ・保険証未返納の多い事業所等に対し、訪問・文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.5%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	
⑥ サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるCS向上委員会を中心としたお客様満足度の向上に向けた取り組みを推進するとともに、また、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を85.0%以上とする	○ サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を80.0%以上とする
⑦ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関等と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.1%以上とする	○ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.5%以上とする
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする	○ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87.0%以上とする
⑨ オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関にお	○ オンライン資格確認の導入に向けた対応 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関にお

ける利用率を 68.3%以上とする	ける利用率を 58.8%以上とする
⑩ 的確な財政運営 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、支部広報誌、メルマガ及びホームページ等で加入者や事業主に対して情報発信を行い、支部事業計画における基盤的保険者機能関係及び戦略的保険者機能関係の施策を推し進め、健全な財政運営に努める。	【新設】
2. 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化	2. 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化
① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ・健康宣言優良事業所に、リスク保有割合などを同業種の平均と比較できる「健康度レポート」を提供する。	○ ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉
② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ◇被保険者（40歳以上）（受診対象者数：160,830人） ・生活習慣病予防健診 受診率 60.3%（受診見込者数：97,000人） ・事業者健診データ 取得率 6.8%（取得見込者数：11,000人）	○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：糖尿病、高血圧から人工透析に移行する人を増やさない i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ◇受診対象者数（40歳以上）：被保険者 153,442人、被扶養者 40,666人 ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を 59.6%以上とする（実施見込者数：91,400人） ②事業者健診データ取得率を 5.9%以上とする（取得見込者数：9,000人） ③被扶養者の特定健診受診率を 20.9%以上とする（受診見込者数：8,500人）

◇被扶養者（受診対象者数：40,879人） ・特定健康診査 受診率 24.5%（受診見込者数：10,000人） 《健診の受診勧奨対策》 ・生活習慣病予防健診については、全事業所、任意継続被保険者に対する年次案内及び新規適用事業所や新規任意継続保険資格取得者に対して受診勧奨を行う。また健診機関の拡大に向け公募を行うとともに、現健診機関に対しては、健診受診者枠の拡大等の働きかけや、健診推進費を活用した対象期間内の実施数の拡大により受診率を向上させる。 ・事業者健診データ取得については、健診推進費を活用した健診機関からの取得数の向上、同意書提出事業所へのタイムリーな提供依頼を行う。 ・被扶養者の特定健診については、各地での集団健診の実施と併せて、オプション健診・自治体と連携したがん検診や・国保集団健診との同時実施を行う。また、新規資格取得者への受診券（セット券）送付、経年的未受診者への受診勧奨、健診機関又はかかりつけ医からの勧奨依頼、事業主との連携した受診勧奨及び健診結果提供依頼等を実施する。 ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を 60.3%以上とする ②事業者健診データ取得率を 6.8%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 24.5%以上とする	◇健診の受診勧奨対策 被保険者については、生活習慣病予防健診の効果的な広報、事業者健診データ取得のための委託や健診機関との連携を行う。被扶養者については、効果的な広報を行う他に、各地での集団健診を計画実施し、オプション健診やがん検診との同時実施を行う。
ii) 特定保健指導の実施率の向上 ◇被保険者（特定保健指導対象者数：21,816人） ・特定保健指導 実施率 25.4%（実施見込者数：5,541人） （内訳）協会保健師実施分 22.4%（実施見込者数：4,880人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：661人） ◇被扶養者（特定保健指導対象者数：860人）	ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 24.5%以上とする ◇被保険者（実施対象者数：18,577人） ・実施率 25.4%（実施見込者数：4,712人） （内訳）協会保健師実施分 21.5%（実施見込者数：4,000人） アウトソーシング分 3.8%（実施見込者数：712人）

・ 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：52 人） 《保健指導の利用勧奨対策》 【被保険者】 ・ 支部直営については、対象者のいる全事業所に対し保健指導案内と実施に向けた調整を行うとともに、事業者健診取得事業所に対しても共同利用の確認等を行い保健指導案内を行う。 ・ 外部委託については、機関ごとに進捗管理を行い実地調査等の場を活用し、実施率向上や初回面談の分割実施に向けた働きかけを行う。また実施機関の拡大に向け、健診機関や遠隔実施を行う機関等へ働きかけ等を行う。 【被扶養者】 ・ 該当者へ利用券の発券と勧奨を実施し、支部保健師による勧奨も同時に行う。また健診機関に対し集団健診会場での特定保健指導分割実施の働きかけを行う。 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 24.7%以上とする 《40 歳未満喫煙者対策》 40 歳未満の生活習慣病予防健診受診者のうち、喫煙者に禁煙を促すパンフレットを送付し、40 歳時点での禁煙実行により特定保健指導非該当、または積極的支援から動機づけ支援への移行者を増やす。	◇被扶養者（実施対象者数：747 人） ・ 実施率 3.0%（実施見込者数：22 人） ◇保健指導の受診勧奨対策 ・ 支部直営と外部委託で特定保健指導を実施する。特に平成30年度からの制度改正を契機とし、健診機関には「健診当日に初回面談の分割実施」を働きかける。
iii) 重症化予防対策の推進 ◇未治療者に対する受診勧奨 ・ 本部から送付される未治療者への受診勧奨後の再勧奨や、二次勧奨者への電話勧奨を行う。また健診機関に対し、健診受診時における受診勧奨の強化に取り組む。 ◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 宮崎市、延岡市との協定をもとにした連携の継続とともに、県内のCKD受診勧奨者へ受診勧奨を行う。また、かかりつけ医との連携による糖尿病重症化事業について	iii) 重症化予防対策の推進 ◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 950 人 ◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 宮崎県糖尿病発症予防糖尿病性腎症重症化予防指針に基づいて、慢性腎臓病（CKD）の者に対する受診勧奨を行う。 ■KPI：受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1%以上とする。

でも検討する。 ■ KPI：未治療者への受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。	
iv) 健康経営（コラボヘルスの推進） ◇支部と行政機関及び経済団体等が連携し、加入事業所の健康経営を支援する。 ◇従業員の健康づくりへの支援等を、継続的かつ積極的に取り組む旨の「健康宣言」を募集する。 ◇健康宣言事業所における健康づくりの支援として健康に関する情報冊子を配布することでフォローアップを行う。また、宣言事業所の健康度合の経年比較用として年度ごとの「健康度レポート」を提供する。 ◇行政機関及び経済関係団体等との連携により健康宣言優良事業所認定式を開催し、健康経営に係る意識醸成を行う。	iv) 健康経営（コラボヘルスの推進） ◇支部と行政機関及び経済団体等が連携し加入事業所の健康経営を支援する。 ◇従業員の健康づくりへの支援等を継続的かつ積極的に取り組む旨の「健康宣言」を募集する。 ◇行政機関及び経済関係団体等との連携により健康経営セミナーを開催し、健康経営に係る意識醸成を行う。
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・支部広報誌以外に、新聞広告、ホームページやメールマガジン及び健康保険委員との連携などにおいてタイムリーな広報を実施する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催する。 ・業務委託により健康に関する情報をメールマガジンに毎月掲載し、事業主、健康保険委員だけではなく、加入者個人の登録者数の増加を図り、健康保険事業の理解促進を図る。 ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.6%以上とする	○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.5%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・支部の阻害要因を数値化したジェネリックカルテを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを県及び保険者協議会と連携し実施していく。 ・県と連携し「見える化ツール」を使用し、医療機関及び薬局関係者へ発信していく。 ・0歳から9歳までの若年者を中心とした、GISを活用したジェネリック医薬品使用促進啓発事業を実施する。 ・調剤薬局へ更なる理解・利用促進を目的に「医薬品流通リスト」を県内調剤薬局へ支部統計資料と併せて送付する。 ・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等において発信する。 ・県、県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携 のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催して積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面印刷による広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。 ■ KPI：協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合（※）を80.8%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	○ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・支部の阻害要因を数値化したジェネリックカルテを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施する。 ・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等において発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面印刷による広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。 ・県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催して積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。 ■ KPI：協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合を78.0%以上とする
⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	○ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・新たに平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行っていく。
⑥ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 i) 意見発信のための体制の確保	○ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 ・地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏り

・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者の参加が行われていない地域に必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため保険者協議会及び県と協議し参画を要請する。 ii) 医療費データ等の分析 ・自治体との協定に基づき、医療費・健診結果集計値データの提供を行い、事業連携を図る。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議に被用者保険者側が参画し、意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化計画に係る委員会及び国民健康保険運営協議会において進捗確認を行い、他被用者保険者と連携し、意見発信を行っていく。 ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮崎労働局の働き方改革推進会議へ参画し、積極的に意見発信していく。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。	も踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ・医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 79.8%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
⑦ 医療機関担当者向け健康保険事務説明会〈Ⅲ〉 ・医療機関担当者の健康保険制度の知識向上による保険給付の適正化、及び加入者サービスの向上を図ることを目的に、「医療機関担当者向け健康保険事務説明会」を開催する。	○ 医療機関担当者向け健康保険事務説明会〈Ⅲ〉 ・医療機関担当者の健康保険制度の知識向上による保険給付の適正化、及び加入者サービスの向上を図ることを目的に、「医療機関担当者向け健康保険事務説明会（仮称）」を開催する。

3. 組織・運営体制関係 ① 人事評価制度の適正な運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。	3. 組織体制関係 ○ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・標準人員に基づく人員配置を実施する。 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。
② ○ J Tを中心とした人材育成 ・業務を通じた職場における人材育成（○ J T）と、それを補完する集合研修・自己啓発（○ f f - J T）により、必要とされる知識・スキルの定着及び向上を図る。	○ ○ J Tを中心とした人材育成 ・○ J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
③ 支部業績評価の実施 ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を行い、支部業績の向上を図る。	
④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。	○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。

⑤ コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。	○ コンプライアンスについて ・コンプライアンス委員会を計画的に開催のうえ、取り組みの検討及び審議を行い、職員研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ○ 個人情報保護及び情報セキュリティについて ・個人情報保護管理委員会（年２回開催）において個人情報の管理、安全確保維持、向上及び対策等について確認する。また個人情報を含む新規ファイル作成時のパスワード設定報告、個人領域への保存の有無・パスワード設定の確認を行う、日常のセルフチェック及び幹部による抜き打ちの点検などを実施し、併せて職員研修等により意識醸成を行い徹底していく。 ○ メンタルヘルス研修、ハラスメント研修について計画的に実施していく。
⑥ リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。 - 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。	○ リスク管理について ・防災、コンプライアンス研修等の実施や災害訓練等によりリスク管理体制を整備する。

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 29 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.382%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.98%
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.5%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	① 94.02% （ H 29.4 ～ H 30.1 参考） ② 66.92% ③ 0.033% （ H 29.3 ～ H 30.2 参考）
⑥ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 85.0%以上とする	① 100% ② 76.8%

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 28 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.37%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.13%
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.5%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	① 93.13 % （参考） ② 55.17% ③ 0.032%
⑤ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 80%以上とする	① 100% ② 76.1%

⑦ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 88.1% 以上とする	85.7%
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0% 以上とする	85.1%
⑨ オンライン資格確認の 利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 68.3% 以上とする	43.9%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 29 年度末)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 60.3% 以上とする ② 事業者健診データ取得率を 6.8% 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 24.5% 以上とする	① 55.2% ② 6.4% ③ 18.5%
② ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を 24.7% 以上とする	21.8%
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0% 以上とする	9.7%

⑥ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.5% 以上とする	86.3%
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 87% 以上とする	84.4%
⑧ オンライン資格確認の 導入に向けた対応	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 58.8% 以上とする	43.9%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 28 年度末)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 59.6% 以上とする ② 事業者健診データ取得率を 5.9% 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 20.9% 以上とする	① 54.6% ② 7.4% ③ 18.9%
② ii) 特定保健指導の実施率の向上 及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応	特定保健指導の実施率を 24.5% 以上とする	23.5%
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1% 以上とする	6.9% (平成 27 年度末)

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.6%以上とする	①－ ②51.30% (30 年 3 月末)
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を 80.8%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	78.6% (30 年 3 月診療分)
⑥ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を 83.7%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	①57.1% ②－

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	宮崎支部 KPI	宮崎支部現状 (平成 29 年度末)
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする	60.0%

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.5%以上とする	①－ ②50.44% (29 年 2 月末)
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78%以上とする	74.3% (29 年 3 月診療分)
⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を 79.8%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	①57.1% ②－